

第 180 回国会 参議院 総務委員会 第 15 号 平成 24 年 8 月 28 日

平成二十四年八月二十八日（火曜日）

午前九時開会

委員長の異動

七月六日藤末健三君委員長辞任につき、その補欠として草川昭三君を議院において委員長に選任した。

委員の異動

六月十九日

辞任	補欠選任
主濱 了君	平野 達男君

六月二十日

辞任	補欠選任
相原久美子君	池口 修次君
平野 達男君	主濱 了君

六月二十一日

辞任	補欠選任
池口 修次君	相原久美子君

七月五日

辞任	補欠選任
石川 博崇君	草川 昭三君

七月二十五日

辞任	補欠選任
武内 則男君	高橋 千秋君
難波 奨二君	有田 芳生君

七月二十六日

辞任	補欠選任
有田 芳生君	難波 奨二君
高橋 千秋君	武内 則男君

八月二十七日

辞任	補欠選任
林 久美子君	ツルネン マルテイ君

出席者は左のとおり。

委員長 草川 昭三君
理 事

江崎 孝君
吉川 沙織君
片山さつき君
金子原二郎君
木庭健太郎君

委 員

相原久美子君
加賀谷 健君
武内 則男君
ツルネン マルテイ君
難波 奨二君
藤末 健三君
礒崎 陽輔君
片山虎之助君
世耕 弘成君
中西 祐介君
藤川 政人君
山崎 力君
主濱 了君
寺田 典城君
山下 芳生君
又市 征治君
行田 邦子君
森田 高君

衆議院議員

発議者 逢坂 誠二君
発議者 山花 郁夫君
発議者 松浪 健太君
発議者 福嶋健一郎君
発議者 佐藤 茂樹君
発議者 柿澤 未途君
修正案提出者 逢坂 誠二君
修正案提出者 石田 真敏君

修正案提出者	橘 慶一郎君
修正案提出者	福嶋健一郎君
修正案提出者	稲津 久君
国務大臣	
総務大臣	川端 達夫君
副大臣	
総務副大臣	大島 敦君
大臣政務官	
総務大臣政務官	稲見 哲男君
事務局側	
常任委員会専門員	塩見 政幸君
政府参考人	
人事院事務総局 給与局長	古屋 浩明君
消費者庁審議官	草桶 左信君
総務省自治行政 局長	久元 喜造君
総務省自治行政 局公務員部長	三輪 和夫君
総務省自治財政 局長	椎川 忍君

本日の会議に付した案件

- 政府参考人の出席要求に関する件
 - 地方自治法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
 - 大都市地域における特別区の設置に関する法律案（衆議院提出）
-

・ 103 寺田典城

○寺田典城君 前略・・・それでは次に移りますが、非常勤職員に対することなんですが、地方公務員二百七十万、三百万近くいらっしゃるんですが、そのうち約五十万人が臨時職員というか非常勤職員であるということなんですね。その人方は、何というんですか、法的なそれこそ身分も保障されていないんです。官製ワーキングプアとかと言われるときもあるし、

処遇が極めて悪いんですね。・中略・非常勤職員については費用弁償を受けることができるという二百三条の二で、あと二と三と書いています。二百四条には、常勤職員は、何というんですか、いろんな手当を支給することができる。ところが、法律で、地方公共団体について、これ法律又はこれに基づく条例に基づかずには支給することができないと、こういう縛りが書いてありますね。みんな分かっていると思います。これはそのとおりなんです。それで、三輪部長さん、一つ、この辺、一定の条件の下で期末手当に相当する給与を支給することは自治法上見て違法であるか適法なのか、その辺どう思っていますか、どうですか。

・ 104 三輪和夫

○政府参考人（三輪和夫君） お答え申し上げます。御指摘のように、地方自治法上、常勤の職員には給料と手当を、また非常勤の職員につきましては報酬と費用弁償をそれぞれ支給するということとされております。したがって、この規定上、非常勤職員に対する手当の支給は認められていないということでございます。

なお、この関係ではいろんな判例がございます。例えばでございますけれども、平成二十年の東京高裁の判例を一つ御紹介を申し上げますと、この中で、非常勤の職員と常勤の職員の区別に当たって、勤務の内容、態様あるいはその役割、また待遇等の取扱いなどの諸事情を総合的に考慮して常勤の職員に該当するかどうかということをお認めすることが相当であると、このような趣旨の判示がなされているところでございます。こういったことにも留意をする必要があるであろうというふうに思っております。